

令和6年9月9日（月曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1 番	濱 村 美 香	2 番	山 本 牧 夫	3 番	澳 本 哲 也
4 番	宮 地 葉 子	5 番	宮 川 徳 光	6 番	浅 野 修 一
7 番	水 野 佐 知	8 番	欠	9 番	山 本 久 夫
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	小 松 孝 年	12 番	矢 野 昭 三
13 番	矢 野 依 伸	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	佐 田 幸
環 境 政 策 室	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 課 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩	監 査 委 員	松 田 博 和

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小 橋 和 彦	書 記	山 崎 あゆみ
--------	---------	-----	---------

令和6年9月第10回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和6年9月9日 9時00分 開議

日程第1 議案第21号から第51号まで

(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

令和6年9月9日

午前9時00分開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、議案第21号、令和5年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第51号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでを一括議題と致します。

これから質疑を行います。

初めに、議案第21号、令和5年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

本案についての質疑は分割して行いますが、決算書に添付しております業務執行報告書について質疑のある方は、この分割質疑の中で併せて質疑を行ってください。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

おはようございます。

決算書の2ページ、3ページですが、この不納欠損ですが、町税の。確か200数十万が前年度で、今年この倍ぐらいになっちゃうがですけど、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

税法上は、確か時効が5年くらいでという記憶があるんですが、どういう理由かなと思ひましてちょっとお聞きしたいのですが。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは、山本議員のご質問にお答え致します。

山本議員言われますとおり、不納欠損の額が大きく増加をしておりますけれども、業務報告の149ページ上段に、記載をさせていただいております。その欠損内訳としましては、死亡や執行停止が主な理由とはなっております。

欠損事由のその他ですけれども、こちらの方は相続人全員が相続放棄をした場合等の理由によって、相続人不存在の場合や倒産とか、そういった理由が主なものとなっております。

それぞれに整理をしてここに記載をしております、全体を確認をしながら不納欠損をさせていただいております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

理由はありがとうございます。分かりましたが。

その倍になったというのは、たまたまそういう次年度になってしまったのか、あるいは極端に増えてしま

ったのかいう、そういう分析というか、それは分かりますか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

たまたま今年度、こういった額が増えておりますけれども、毎年度毎年度きちんと整理をしまして、たまたま今年度はこういうことになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、決算書 505 ページからの、財産に関する調書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

その他、参考調書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 21 号の質疑を終わります。

次に、議案第 22 号、令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 22 号の質疑を終わります。

次に、議案第 23 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 23 号の質疑を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 24 号の質疑を終わります。

次に、議案第 25 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 25 号の質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 26 号の質疑を終わります。

次に、議案第 27 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 27 号の質疑を終わります。

次に、議案第 28 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 28 号の質疑を終わります。

次に、議案第 29 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 29 号の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 30 号の質疑を終わります。

次に、議案第 31 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 31 号の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 32 号の質疑を終わります。

次に、議案第 33 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 33 号の質疑を終わります。

次に、議案第 34 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 34 号の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 35 号の質疑を終わります。

次に、議案第 36 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 36 号の質疑を終わります。

次に、議案第 37 号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

これは児童館の休館日の変更ですけど、佐賀の方で、土日が今まで休館だったのが日月になったということ。

土日のときは 233 人だったのが、何かちょっとやってみて 525 人に増えたというような説明を受けたと思うんですが、条例は変えてないのに変更してやってたということですよ。それは構わないんですけど。

それは、変更したことによってこれだけ増えたってということは、倍近く増えてるんですが、参加者といえますか。その内容ですよ、どういうことをやってこんなに増えたのか。かなり大きなね、変革というか工夫というか、できてるんじゃないかなと思うんですけど。

それを教えてください。

議長 (中島一郎君)

地域住民課長。

地域住民課長 (河村美智子君)

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

試験的に、4 月から土曜日開館を行ってきました。その結果、倍近く増えてる理由をとということです。

内容としましては、毎日遊び場ということで、いろいろ毎日放課後に子どもさんが参加できるような、工作でありますとか、軽い運動とかスポーツとか、そういった取り組み。また、親子で料理教室というか親子食堂というのを 2 回、今までに行いました。

それによって人数が増えたことと、その毎日遊び場ということが、主に大きく増えた人数の要因であります。延べ 649 名という子どもさんが来館しておりますので、そのことが一番の要因だと思います。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

さまざまなイベントをやったということなのですが、これは休館日を変更したこととどう関係あるんですかね。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

今まで土曜日が学校が休みだったんですけれども、子どもさんが休みの日で来たくても児童館が開いてないというふうな状況にありましたので、そういうことで、放課後ちょっと遠い場所にもありますので、放課後少なかったこともあって土曜日開館したことによって、4 月から 7 月まで 16 日開館したんですけれども、延べ 96 名の子どもさんが来館しております。

やはり学校が休日ということで児童館が空いてることによって、子どもの居場所ということで多く来ていただいていると思っています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

すみません、先ほどの答弁の中で、そのイベントの中に工作を入れたり、スポーツというかそんなことをやってたっていいですけど。

これは講師が付くとか何とか、そういうことあるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

再質問にお答えします。

講師なんかは付かなくて、児童館の職員が講師となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに、議案第 37 号についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 37 号の質疑を終わります。

次に、議案第 38 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例及び黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 38 号の質疑を終わります。

次の、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）の質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正について質疑を行います。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
これで、歳入全部の質疑を終わります。
次に、歳出の質疑を行います。
初めに、6 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
これで、歳出全部の質疑を終わります。
これで、第 1 表の質疑を終わります。
次に、第 2 表地方債補正の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
これで、第 2 表の質疑を終わります。
これで、議案第 39 号の質疑を終わります。
次に、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算）の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
これで、議案第 40 号の質疑を終わります。
次の、議案第 41 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。
初めに、第 1 表歳入歳出予算補正について質疑を行います。
初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
これで、歳入全部の質疑を終わります。
次に、歳出の質疑を行います。
初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

19 ページの中ごろになりますけど、3 目予防費の 12 節委託料ですね。予防接種委託ですが、このコロナの接種だというふうにお聞きしましたが、これの対象者とですね。それから、これは全額負担になるのか。全額を負担してもらえるのか。そして、案内書自体は今までどおりのように届くんでしょうか、住民の方に。それをお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは質問に答えさせていただきます。

対象者ということですが、現在のところ、季節性インフルエンザと同様に 65 歳以上の高齢者、それから 60 歳から 64 歳の方で重症化リスクの高い方、それから、生活保護を受給されている方を対象としております。

生活保護の対象の方については、当然全額出しますが、あと 65 歳以上の方、それから重症化リスクの高い方につきましては、一部自己負担を伴う形で考えております。

現在のところ、まだワクチン価格がまだ定まっておりませんので、それが定まり次第、また皆さまにはご紹介したいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

一部負担ということで、まだワクチンにお金が分かってないので、詳細がきてからということでしたけど。

町の方としては、金額によるでしょうけども、一部負担というのはもう半額以下とかいろいろ目安があると思うんですが、ほんのちょっととかね。

そのへんの目安というのがあったら教えてください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

現在、国の方から示されていることでいくと、一応自己負担としては 3,300 円を想定をしておりますが、そのコロナワクチンの単価によっては増減することがありますので、その点ご了承ください。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

国の方が 3,300 円で設定してるということで、違うんですね。3,300 円を考えてるということでしょうか。

分かりました、すみません。

議長（中島一郎君）

ほかに、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第 1 表の質疑を終わります。

次に、第 2 表債務負担行為補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表の質疑を終わります。

次に、第 3 表地方債補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 3 表の質疑を終わります。

これで、議案第 41 号の質疑を終わります。

次に、議案第 42 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 42 号の質疑を終わります。

次に、議案第 43 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 43 号の質疑を終わります。

次に、議案第 44 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 44 号の質疑を終わります。

次に、議案第 45 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区の請負契約の締結についての質疑はあ

りませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号、鈴・熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑はありませんか。

山本久夫君。

9 番 (山本久夫君)

この議案はですね、辺地で計画している事業の変更ということで十分分かって何の問題はないんですが、ただ、ひょっとして構成する地域の変更がこういう変更に含まれるのであれば、その十分中ノ川も立派な辺地やと思うんです。

もう、この隣接してる中では中ノ川が一番近いわけですが、想定的にこういう辺地の区域を広げるというのは難しい話なのか。それは、結果として財政処置なんかはもう有利になるわけで、もう辺地になって困る理由の中ノ川なんかはないわけなんです。

そのへん、課長は、こういう変更の計画をするときに、その地域の構成の変更というのをちょっと計画するとかいう方針を、ちょっと考えてないのかということをお聞きしたいんですが。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

辺地に該当するには、人口要件と、それから地理的な要件とがございます。

今回、熊野浦と鈴において事業が計画されておりましたので、人口要件に合うように熊野浦と鈴を統合した形で、新たな計画を策定をさせていただきました。

中ノ川とかほかの地区につきましても、人口要件とかで統合が可能にあるような可能性がある所も中にはあるかと思うので、これには県の事前の承認とか協議なんかも必要となってきます。

これから今後やっていく中でそういうところも考えながら、より有利にうまく活用できるように工夫しな

がらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに、議案第 50 号についての質疑はありませんか。

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

去年、私これ一般質問したことがあるんですが、何で工事をしませんかということに対しては、今の計画では急なものでそれはできません、というような答弁がありましたね。で、それは見直し、確かするよなその後の答弁であったと思うんですが。

その言わんとするところは、多分、残土処理場としてカーブを埋め立てて残土処理場にしておる所の部分ではないかなあと思っておるんですが、これね、平面図が付けてないんですよ。だからね、説明資料いうものが全くない。

で、質問しゆうがですが、そこから県道に至るまでの間がきついわけですね。そのへんを、この 400 万で全部できるのか、と思いうわけです。そこらあたりをね、先の答弁から言うと、その急傾などこの対策をどうしていくのかという説明資料がないわけです。

で、この 400 万でできるのかということと。

それからもう一つ、これ予算が補正でないわけですね。予算が上がってきてない、補正では。だから、どの金を引っ張ってやろうとしゆうのか皆目、住民側からは分からない。

そのへんの、お聞きます。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、この 410 万円についてる部分については、成又熊野浦線の残土処分いうか残土をはめている箇所になります。

それで、以前質問でいただいていた中で答弁致しましたのは、その新しく改良する部分をやる場合にそのこう配が急になるので、それについては道路構造令に合っていないので、その方法についてはできないというような回答でして、今ある現道部分の改良を行うことによって道路を拡幅するような計画でございます。

それで、予算については、これは補正じゃなくて当初予算からこれは組んでおりましたので、当初予算での予算措置となっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

これね、去年、だいぶ前からこのことについては質問繰り返しようわけですが、危険な状態で放置されておるのでということで、これはね、やっぱり通した計画書を作らないとですね、今の答弁から判断すると、これは改良済みの所と、それから県道までの間を通した計画書がないと、判断していくにも難しいがですよ。やることに對して反対はしないけれども、また何かしらのことをしないとできないということに

繋がりますのでね。

これ、やっぱりこういう計画を出すときは、計画平面図。少なくとも、これ提出すべきですね。そうではないと、なかなか分かりにくいですね。

これ、今の所だけでやって、残りは結局、制度上課題があるということですので、じゃあそれはいつ改良するのかということが当然問われるわけですね。

それと、予算については当初で載せちゃうということやったけど、それは、それまた何かおかしなね。予算については、必要なものについてきちっと調査をし、それを町長が査定しよね、議会へ提出するということですので、当初予算の中に入っていないものについては、なかなかこれ、何をじゃあするための予算要求であったのか、ということになってくるわけです。そこらあたりはね、もうちょっと分かりやすい予算要求をしてもらわな困るがですが。

この点、2点についてちょっとお聞きします。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

この成又熊野浦線の改良につきましては、地元の方、熊野浦地区と鈴地区の方にも、地区懇があったときに意見をいただきまして、今あるその改良が進んでない箇所の拡幅によって、その幅員を広げることでご意見いただきまして、その改良については了承いただいているところです。

それ以降の県道までの部分については、今のところ改良を行う予定は、計画ではございません。

それと、当初予算でということでしたけど、当初予算からこの部分の改良を行うということで予算は計上させていただいております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

やっぱりお金、予算というのは、住民のお金ですよ。住民の福祉の増進を図るための予算じゃき、それはね、予算で要求してくるときに議会に対して、この議会は住民の代弁者やから、分かるようにしてもらわな困る。

今の予算のその要求、出してき方というのはよね、極めて分からない。住民がね、分からんいうがは当たり前になってくる。私らがね、説明するに困る。住民に。だから、資料をね、平面図、最低。それはね、やっぱり出さないけませんが、出してくれませんか。

議長（中島一郎君）

暫時休憩します。

休 憩 9 時 47 分

再 開 9 時 51 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

矢野議員のご質問にお答え致します。

辺地計画の図面とかにつきましてですけども、必要ということですので、総務委員会のときに追加資料ということで位置図なんかを追加して提出したいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに、議案第 50 号についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 51 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第 21 号から議案第 51 号までは、お手元にお配りをしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管する常任委員会に付託をします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 9 時 52 分